相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区一ツ橋二丁目七番地、最後の住所東京都練馬区豊玉中二丁目四番一五号
被相続人　亡　及川　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号
ブリヂストン虎ノ門ビル一F
相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和泉一丁目二三三番地、最後の住所東京都杉並区和泉一丁目四一番二八号
被相続人　亡　田仲　正見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市旭町四丁目一九九六番地一、最後の住所神奈川県厚木市水引二丁目一二番三四号
被相続人　亡　本杉　忠三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
神奈川県厚木市中町四丁目一六番一八号ヤギビル三階西法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西　大良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟市中央区堀之内南二丁目一二七番地、最後の住所新潟市中央区弁天三丁目三番五号
被相続人　亡　月橋　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階いなほ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区古町通十三番町五一五八番地一、最後の住所新潟市東区大山二丁目一三番一号松鶴荘
被相続人　亡　森　年雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所新潟市中央区医学町通二番町七四番地一トーカンマンション医学町三〇二号
相続財産管理人　弁護士　坂井　熙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市小国町諏訪甲三六一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
新潟県長岡市三和三丁目六―一三
相続財産管理人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市加茂河原一丁目六〇三番地、最後の住所福井県福井市渕町第三一号七〇一番地渕団地二号館三一〇号室
被相続人　亡　宮崎　又右

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
石川県金沢市大手町六番二六号
相続財産管理人　弁護士　沖野　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市関町中町五八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　方男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
三重県四日市市三栄町二番一一号　三栄ビル二階
相続財産管理人　弁護士　中川かおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市東町二丁目九五番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園口六丁目一番二―七〇二号
被相続人　亡　中川　睦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
兵庫県尼崎市潮江一―八―一コーポ潮江一一太田川口法律事務所
相続財産管理人弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市龍野町川原町一七一番地、最後の住所岡山市中区御成町一一番二七号
被相続人　亡　土屋　直行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル三階岡山合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市林町二五二二番地五、最後の住所香川県高松市上林町三四九番地
被相続人　亡　笠井　啓二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
香川県高松市福岡町四丁目三四番一〇号
相続財産管理人　十鳥　好美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市来住町四五二番地一、最後の住所愛媛県松山市森松町二九七番地三
被相続人　亡　井上美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十五日
事務所愛媛県松山市湊町七丁目一番地二二
相続財産管理人　泉川　孝三

第75期決算公告

平成24年6月22日　名古屋市港区入船二丁目4番6号

旭運輸株式会社

代表取締役社長執行役員　萩野　聖

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,313,231	流動負債	2,417,066
固定資産	5,695,194	固定負債	1,108,941
有形固定資産	4,696,225	負債合計	3,526,008
無形固定資産	151,419	株主資本	5,467,423
投資その他の資産	847,549	資本金	100,000
		利益剰余金	5,367,423
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,342,423
		（うち当期純利益）	（221,509）
		評価・換算差額等	14,994
		純資産合計	5,482,417
資産合計	9,008,425	負債・純資産合計	9,008,425